

ご隠居だより

2024年3月28日
木曜日
第6号

相続時の税制が改正されました 相続開始前の生前贈与の加算年数変更

相続が発生する場合、相続税をできるだけ少なくしたいと思われるのは当然でしょう。そのため相続財産をできるだけ少なくするために、生前贈与を検討される方も多いと思います。しかし、令和5年の税制改正（令和6年1月1日施行）により、これまでの加算年が3年から7年に改められました。この点について注意すべきことについて説明したいと思います。

まず生年（暦年）贈与の加算年とは何かということについてご説明いたします。生前贈与は冒頭で述べたとおり、相続時の財産を少なくし、相続税の額を減らす



さまざまな負担を少しでも軽く、でも注意点には十分気を付けて。
※詳細については、ぜひ税理士にお尋ねいただくとよいでしょう。



す目的で、事前に贈与することです。しかし、この場合贈与税がかかってしまいます（贈与税や相続税の詳細については税理士にご相談ください）。しかし、贈与については年間110万円までは非課税とされており、このルールを使えば贈与しても税金がかからないわけです。確かにこの方法を使えば相続までに税金を支払うことなく相続人に財

産を移すことができます。ここで、**持ち戻し**というルールがでてきます。これはどういうものかと言いますと、生前贈与をしてから3年以内（令和5年まで）に亡くなった場合には、その贈与はなかったものとして、その金額も含めて相続税を計算するというものです。この3年前というのが重要です。人がいつ亡くなるかと言ったことはまったくわかりませんが、そのときに備えてと言ったことであれば少しでも早くから生前贈与を始めておけばそれだけ相続時の財産を減らすことができより多くの財産を相続人に渡すことができます。

その主な内容とは

何に注意すればよいのでしょうか？

では、110万円×3年で三三〇万円が相続財産に加算されます。

対して7年加算になると110万円×7年で七七〇万円が相続財産に加算されてしまいます。

その差額は四四〇万円（ひとりあたり）となりかなり大きな金額となってしまう。もちろん財産をどのように相続人に引き継ぐのかはそれぞれの方の考

えや状況によってかわってきますので一概には損得ではかれませんが、しかし、このようなルールやその変更について知っておくことは後になって「そんなはずではなかった」を防ぐことにはなるでしょう。

さて、この税制の変更ですが令和6年1月1日からと冒頭で書きましたが、少し注意が必要です。

今年から7年遡るということは平成29年の贈与まで加算されるということでしょうか。

いえ、それは違います。令和6年1月1日以降に行われた贈与に7年ルールが適用されるのです。ですから令和5年12月31日までに行った生前贈与には3年ルールが適用されます。つまり段階的に伸びていきます。

例えば、令和6年1月1日に贈与した人が令和9年7月1日に亡くなると3年ルールでは令和6年7月1日以降に行われた贈与が対象ですが令和6年1月1日に行われた贈与も対象となります。ちなみに令和13年の7月1日に亡くなった場合は7年遡ると令和6年7月1日となり、令和6年1月1日の贈与は対象となりません。